

議案第13号

公益社団法人広島県薬剤師会施設設備整備に伴う 助成貸付規程(案)

(目的)

第1条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「**本会**」という。）は、**地域薬剤師会**の行う**健康サポート、医薬分業及び在宅支援施設設備整備事業**に対し、助成貸付を行うことにより、事業の円滑な推進を図ることを目的として、この規程を定める。

(助成貸付)

第2条 前条の申込があったときは審査の上、この規程により助成貸付を行う。

(助成貸付の対象)

第3条 助成貸付を受けることができるものは、**地域薬剤師会**とする。

(貸金区分)

第4条 この助成貸付金は、施設設備整備助成貸付金（以下「**貸付金**」という）という。

(貸付限度額)

第5条 前条にかかわる貸付金の限度額は、原則として一**地域薬剤師会**に対し1,000万円を**限度**とする。

(貸付の条件)

第6条 第4条の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は原則として無金利とする。
- (2) 償還期間は据置期間を含め6年以内とする。
- (3) 据置期間は1年以内とする。

(貸付の申請)

第7条 貸付金を受けようとする**地域薬剤師会**は、**その所属会員の総意に基づき**、施設設備整備助成貸付金申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) **地域薬剤師会**総会の議事録
- (2) 助成に関する**地域薬剤師会**の事業計画書
- (3) 助成に関する**地域薬剤師会**の収支予算書
- (4) **地域薬剤師会**の申込年度の会計収支予算書
- (5) **地域薬剤師会**の前年度の会計収支決算書（監事監査報告書付）
- (6) 貸付金に係わる償還計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めて提出を求めた書類

(貸付の決定および貸借契約の締結)

第8条 会長は、**地域薬剤師会**から申込書の提出があったときは、速やかに常務理事会に付議する。

2 貸付の決定は、理事会の決議による。

3 会長は、貸付に際して施設設備整備助成貸付契約書により**地域薬剤師会**と契約し、貸付を行う。

4 **地域薬剤師会**は、第7条第2項第2号、同第3号およびその他事業に係わる変更があ

ったときは、速やかに会長に申告するとともに、その指示に従わねばならない。

(償還方法)

第9条 第5条の貸付金の償還方法は、年賦償還を原則とし、第8条第3項の契約書に記載された償還期日までに返還するものとする。

(期限前償還)

第10条 会長は、**地域薬剤師会**が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定及び貸付契約書の条項にかかわらず、償還期限前に貸付金の全部または一部を一時に返還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 貸付金を償還期限までに償還しないとき。
- (3) 貸付金にかかわる事業を中止し、または廃止したとき。
- (4) 契約書内容に変更が生じたにもかかわらず契約更改に応じないとき。

(違約金)

第11条 **地域薬剤師会**は、第10条の各項に該当することを理由として返還を請求され、指定された日までに返還を行わなかったとき、指定された日の翌日から返還の日までの日数に応じ、延納した額につき年5パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(事業実績報告)

第12条 **地域薬剤師会**は、償還が完了するまでの間、助成に関する決算書を毎会計年度終了後60日以内に、事業実績報告書とともに会長に提出しなければならない。

(その他の報告)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、**地域薬剤師会**に対し、貸付金の用途および経理状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 会長は、**地域薬剤師会**に対し、前項の規程による報告に基づいて必要な指示をすることができる。

(貸付の経理)

第14条 **地域薬剤師会**は、貸付金にかかわる事業の経理を他の事業の経理と区別し、その収支を明確にした帳簿を備えるとともに関係書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業にかかわる会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 医薬分業施設設備整備に伴う助成貸付規程は廃止する。